証券ｺｰﾄﾞ 5108

2016年３月２日

株　主　各　位

東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社ブリヂストン
代表取締役 CEO
兼 取締役会長　津　谷　正　明

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2016年３月23日（水曜日）午後６時までに到着するよう、①同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご返送くださるか、または②インターネットウェブサイト（http://www.web54.net）等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　　時　2016年３月24日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都千代田区大手町一丁目３番２号
経団連会館　２階　国際会議場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第97期(2015年１月１日から2015年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期(2015年１月１日から2015年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役11名選任の件
第４号議案　取締役賞与支給の件

各議案の内容につきましては、３ページ以降の「株主総会参考書類」に記載のとおりです。

4. その他株主総会に関する事項

(1) 同一の株主様の重複行使の取り扱い

同一の株主様がインターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、書面およびインターネット等の両方により議決権を重複して行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、両方が同日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(2) 議決権の代理行使に関して必要な事項

株主様は、当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、株主様または代理人は、代理権を証明する書面（委任状等）を当社に提出いただく必要がありますのでご了承願います。

(3) 電磁的方法による招集通知の提供を承諾された株主様が議決権行使書用紙を請求される場合の取り扱い

電磁的方法による招集通知の提供を承諾された株主様が議決権行使書用紙の交付を希望される場合は、18ページの「招集通知電子化に関するお問い合わせ」に記載しておりますお問い合わせ先（三井住友信託銀行　証券代行事務センター）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以　上

（招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告は、別添の「第97期報告書」に記載のとおりであります。）

（＊）「第97期報告書」に記載のない下記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.bridgestone.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

◎お願い　**①当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。**

②インターネットウェブサイト（http://www.web54.net）により議決権をご行使いただく際には、18ページの【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照くださいますようお願い申し上げます。

③なお、お手数ですが本ご通知および同封書類は当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎ご案内　**株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類について、修正事項が生じた場合には、当社ホームページ（http://www.bridgestone.co.jp/）において、修正後の内容を掲載させていただきます。**

ご来場の株主様へのお土産は、会場及び準備の都合上、今回総会より取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績および企業体質の強化、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり実施いたしたく存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 株主様に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
１株につき金70円、総額54,825,877,960円とさせていただきたいと存じます。この結果、中間配当金を含めました当期の配当金は、１株につき金130円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2016年３月25日とさせていただきたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金　　60,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金　　60,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 企業理念の下で、経営の最終目標である「真のグローバル企業」、「業界において全てに『断トツ』」に向けて経営改革を進める当社グループにとって、最適なガバナンス体制の構築は最優先課題の一つであり、経営の質の向上と意思決定の透明化を継続的に図ることは絶対的に不可欠であると考えております。このガバナンス体制強化の一環として、内部統制のより一層の強化と執行の更なるスピードアップをともに実現して行く為、当社は指名委員会等設置会社へと移行し、経営と執行の効率と効果の両面での進化を目指して参りたいと存じます。
このため、各委員会及び執行役の規定の追加、監査役及び監査役会に係る規定の削除等所要の変更を行うものであります。なお、定款変更案のうち、執行役の責任を法令に規定する限度内で免除できる旨の規定（定款変更案第32条）については、各監査役の同意を得ています。

(2) 2015（平成27）年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、規定を変更するものであります（定款変更案第26条)。なお、本規定の変更については、各監査役の同意を得ています。

(3) 条数の繰上げ及びその他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を発生するものとします。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）指名委員会、監査委員会および報酬委員会 （３）執行役 （４）会計監査人
第５条～第20条　（条文省略）	第５条～第20条　（現行どおり）
（代表取締役、取締役会長、CEOおよびCOO） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２　当会社は、取締役会の決議により、取締役会長を選定することができる。 ３　当会社は、取締役会の決議により、当会社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、CEOおよびCOOを選定することができる。	（取締役会長） 第21条　（第１項削除） 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長を選定することができる。 （第３項削除）
第22条　（条文省略）	第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集手続） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集手続） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条～第25条　（条文省略）	第24条～第25条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（取締役の責任免除） 第27条　（条文省略） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第26条　（現行どおり） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（新設）	第５章　指名委員会等
（新設）	（各委員の選定方法） 第27条　当会社の指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。
（新設）	（各委員会規程） 第28条　各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。
（新設）	第６章　執行役
（新設）	（執行役の選任） 第29条　当会社の執行役は、取締役会の決議により選任する。
（新設）	（執行役の任期） 第30条　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（代表執行役、CEOおよびCOO等） 第31条　取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。 2　当会社は、取締役会の決議により、当会社の業務執行統括の任に当たるべき執行役として、CEOおよびCOOを選定することができる。 3　前項に定めるほか、当会社は、取締役会の決議により、役付の執行役を選定することができる。
（新設）	（執行役の責任免除） 第32条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。
（新設）	（執行役規程） 第33条　執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規程による。
第５章　執行役員	第７章　執行役員
（執行役員） 第28条　当会社は、第21条第３項に基づいて選定されるCEOおよびCOOのほか、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。取締役会は、執行役員を取締役または従業員の中から選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせ、これに専務、常務その他の役位を付与することができる。	（執行役員） 第34条　当会社は、執行役の下で業務執行を担当する責務を有する者として、執行役員（役付の執行役員を含む。）を置くことができる。

現　行　定　款	変　更　案
第６章　監査役および監査役会	(削除)
(監査役の定員および選任) 第29条　当会社の監査役は、６名以内とし、株主総会において選任する。 ２　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第31条　監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集手続) 第32条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会規程) 第33条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(監査役の報酬等) 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（削除）
第７章　計算	第８章　計算
第36条～第39条（条文省略）	第35条～第38条（現行どおり）
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、第97回定時株主総会終結前までに在任していた監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

第３号議案　取締役11名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認されて効力を生じることにより、本総会終結の時をもって監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行し、現取締役７名および現監査役４名は同時に全員任期満了となります。

つきましては、当該承認および効力の発生を条件として、取締役11名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

取　締　役　候　補　者

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>
津谷（つや）　正明（まさあき）
(1952年６月22日生)
再 任
取締役在任年数：８年
取締役会出席状況（当期）
17回中17回
当社株式所有数：32,500株</td><td>1976年４月　当社入社
2006年１月　当社社長室長
2006年３月　当社執行役員
2008年３月　当社取締役常務執行役員
2011年９月　当社代表取締役専務執行役員
2012年３月　当社代表取締役 CEO
2013年３月　当社代表取締役 CEO
兼　取締役会長【現在に至る】</td></tr>
<tr><td colspan="2">（取締役候補者とした理由等）
入社以来、国際渉外、人事・広報、内部統制推進に携わる等、豊富な業務経験を有し、2012年に代表取締役CEOに就任した後は、コーポレートガバナンスの強化を含む経営改革を強力に推し進めております。引き続きそのグローバルな職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的向上に資する者として適任であると判断いたします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番 号</th><th>氏 名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>
にし がい かず ひさ
西 海 和 久
(1950年７月29日生)
再 任
取締役在任年数：８年
取締役会出席状況 (当期)
17回中17回
当社株式所有数：21,200株</td><td>1975年 4 月 当社入社
2004年 4 月 当社製造技術開発本部長
2005年 1 月 当社執行役員
2007年10月 当社常務執行役員
2008年 3 月 当社取締役常務執行役員
2010年 3 月 当社代表取締役専務執行役員
2012年 3 月 当社代表取締役 COO【現在に至る】</td></tr>
<tr><td colspan="2">(取締役候補者とした理由等)
入社以来、生産技術、工場運営、販売に携わる等、豊富な業務経験を有し、2012年に代表取締役COOに就任した後は、タイヤ事業および多角化事業の拡充を含む経営改革を強力に推し進めております。引き続きそのグローバルな職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的向上に資する者として適任であると判断いたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>
ます なが みき お
増 永 幹 夫
(1952年10月２日生)
新 任
監査役在任年数：４年
取締役会出席状況 (当期)
17回中17回
監査役会出席状況 (当期)
16回中16回
当社株式所有数：13,200株</td><td>1977年 4 月 当社入社
2004年 3 月 当社タイヤ開発第１本部長
2006年 3 月 当社執行役員
2008年10月 当社常務執行役員
2009年 3 月 当社取締役常務執行役員
2012年 3 月 当社監査役【現在に至る】</td></tr>
<tr><td colspan="2">(取締役候補者とした理由等)
入社以来、タイヤ開発、調達、品質経営に携わる等、豊富な業務経験を有し、2012年以降は常勤監査役として当社グループの監査全般を担っております。業務執行および監査の双方における幅広い職務経験や知見を今後は取締役の立場で経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的向上に資する者として適任であると判断いたします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番 号</th><th>氏 名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>
と がみ けん いち
戸 上 賢 一
(1955年２月２日生)
新 任

当社株式所有数：2,000株</td><td>1977年４月　当社入社
2010年８月　当社多角化事業管理本部長
2014年１月　当社経営監査室長
2014年３月　当社執行役員【現在に至る】
2015年１月　当社海外タイヤ事業業務担当
2016年１月　当社経営企画管掌付【現在に至る】</td></tr>
<tr><td colspan="2">（取締役候補者とした理由等）
入社以来、財務、多角化事業、経営監査、海外事業に携わる等、豊富な業務経験を有し、2014年以降は執行役員として経営監査および海外タイヤ事業を担当しております。その幅広い職務経験や知見を今後は取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的向上に資する者として適任であると判断いたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>
たちばな さき え
橘・フクシマ・咲江
(1949年９月10日生)
再 任 社 外
独 立 役 員
取締役在任年数：６年
取締役会出席状況（当期）
17回中17回
当社株式所有数：1,400株</td><td>1980年６月　ブラックストン・インターナショナル株式会社　入社
1987年９月　ベイン・アンド・カンパニー株式会社　入社
1991年８月　日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社
入社
1995年５月　コーン・フェリー・インターナショナル株式会社
米国本社　取締役
2000年９月　日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社
取締役社長
2001年７月　同社代表取締役社長
2009年５月　同社代表取締役会長
2010年３月　当社社外取締役【現在に至る】
2010年７月　G&S グローバル・アドバイザーズ株式会社
代表取締役社長【現在に至る】
（重要な兼職の状況）
G&S グローバル・アドバイザーズ株式会社　代表取締役社長
味の素株式会社　社外取締役
J.フロント リテイリング株式会社　社外取締役
三菱商事株式会社　社外取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由等）
グローバルな視野をもつ人材に関する高い見識および国際的な企業経営に関する豊富な知識・経験を有し、2010年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に多大な貢献を果たしております。これまでの経験や知見および職務実績も踏まえ、引き続き社外取締役として適任であると判断いたします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>
デイヴィス・スコット
(Scott Trevor Davis)
(1960年12月26日生)
再任 社外
独立役員
取締役在任年数：５年
取締役会出席状況（当期）
17回中17回
当社株式所有数：0株</td><td>1990年４月　特殊法人日本労働研究機構（現独立行政法人労働政策研究・研修機構）専任研究員
2001年４月　麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授
2006年４月　立教大学経営学部国際経営学科教授【現在に至る】
2011年３月　当社社外取締役【現在に至る】
（重要な兼職の状況）
立教大学経営学部国際経営学科教授
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス　社外取締役
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社　社外取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由等）
社会学・国際経営学に関する高い学術知識や国内外におけるCSRに関する豊富な見識を有し、2011年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に多大な貢献を果たしております。これまでの経験や知見および職務実績も踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>
おきな　　ゆ　　り
翁　　百　　合
(1960年３月25日生)
再任 社外
独立役員
取締役在任年数：２年
取締役会出席状況（当期）
17回中17回
当社株式所有数：0株</td><td>1984年４月　日本銀行　入行
1992年４月　株式会社日本総合研究所　入社
2003年５月　株式会社産業再生機構　取締役　産業再生委員
2005年10月　日本学術会議会員
2006年６月　株式会社日本総合研究所　理事
2010年４月　早稲田大学客員教授
2014年３月　当社社外取締役【現在に至る】
2014年６月　株式会社日本総合研究所　副理事長【現在に至る】
2014年９月　慶應義塾大学特別招聘教授【現在に至る】
（重要な兼職の状況）
株式会社日本総合研究所　副理事長
日本郵船株式会社　社外取締役
株式会社セブン銀行　社外取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由等）
金融システムおよび金融行政に関する豊富な研究経験を有しており、経済および金融情勢に関する高い見識を活かして、2014年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に多大な貢献を果たしております。これまでの経験や知見および職務実績も踏まえ、引き続き社外取締役として適任であると判断いたします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>
ま す だ けん いち
増　田　健　一
(1963年１月11日生)
新 任 ｜ 社 外
独 立 役 員
監査役在任年数：５年
取締役会出席状況（当期）
17回中17回
監査役会出席状況（当期）
16回中16回
当社株式所有数：0株</td><td>1988年４月　弁護士【現在に至る】
1993年９月　ニューヨーク州弁護士【現在に至る】
1997年１月　アンダーソン・毛利法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）パートナー【現在に至る】
2010年４月　東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師【現在に至る】
2011年３月　当社社外監査役【現在に至る】
（重要な兼職の状況）
アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー
ライフネット生命保険株式会社　社外監査役</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由等）
国内外の法律事務所において弁護士としての豊富な実務経験および法科大学院教育で会社法を担当するなどの専門性を有し、2011年以降は当社社外監査役として当社グループの監査全般に携わっております。これまでの経験や知見および職務実績も踏まえ、今後社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>
やま もと けん ぞう
山　本　謙　三
(1954年１月21日生)
新 任 ｜ 社 外
独 立 役 員
当社株式所有数：0株</td><td>1976年４月　日本銀行　入行
2002年２月　同　金融市場局長
2003年５月　同　ニューヨーク駐在参事
2003年12月　同　米州統括役　兼　ニューヨーク事務所長
2005年７月　同　決済機構局長
2006年７月　同　金融機構局長
2008年５月　同　理事
2012年６月　株式会社NTTデータ経営研究所　取締役会長【現在に至る】
2013年８月　日本公認会計士協会　品質管理審議会委員（外部委員）【現在に至る】
2014年７月　株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループリスク委員会委員（外部専門家）【現在に至る】
（重要な兼職の状況）
株式会社NTTデータ経営研究所　取締役会長</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由等）
金融市場、金融システムに関する豊富な知識や企業経営およびリスク管理に関する高い見識を有しております。これまでの経験や知見を踏まえ、新たに加わる社外取締役として適任であると判断いたします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td>
照井　恵光
(1953年７月27日生)
新任　社外
独立役員

当社株式所有数：0株</td><td>1979年４月　通商産業省（現経済産業省）入省
2008年７月　同　大臣官房技術総括審議官
2011年１月　同　関東経済産業局長
2012年４月　同　地域経済産業審議官
2013年８月　NPO法人テレメータリング推進協議会　理事長
【現在に至る】
2013年10月　一般財団法人化学物質評価研究機構　主席研究員
【現在に至る】
2014年６月　一般財団法人日本科学技術連盟　理事【現在に至る】
（重要な兼職の状況）
一般財団法人化学物質評価研究機構　主席研究員
宇部興産株式会社　社外取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由等）
化学分野をはじめとした産業技術分野に関する幅広い見識と、経済産業省における産業政策などの豊富な行政経験を有しております。これまでの経験や知見を踏まえ、新たに加わる社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">11</td><td>
佐々誠一
(1953年10月12日生)
新任　社外
独立役員

当社株式所有数：1,500株</td><td>1976年４月　株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
(1978年６月退職)
1983年３月　公認会計士【現在に至る】
2005年９月　学習院大学大学院（政治学研究科）非常勤講師
【現在に至る】
2007年12月　公認会計士試験委員（財務会計論担当）
2008年６月　有限責任あずさ監査法人　専務理事
2014年９月　一橋大学　非常勤講師【現在に至る】
（重要な兼職の状況）
公認会計士（公認会計士佐々誠一事務所）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由等）
公認会計士として会計監査やコンサルティングの豊富な実務経験を有するとともに、大学・大学院教育で会計や監査を担当し、また公認会計士試験委員を務めるなどの専門性を有しております。これまでの経験や知見を踏まえ、新たに加わる社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 橘・フクシマ・咲江、デイヴィス・スコット、翁百合、増田健一、山本謙三、照井恵光、佐々誠一の各氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（16～17ページに記載のとおりです）。橘・フクシマ・咲江、デイヴィス・スコット、翁百合、増田健一、山本謙三、照井惠光、佐々誠一の各氏は、これらの基準を満たしており、当社は各氏を独立役員として各証券取引所に届け出る予定であります。
4. 翁百合氏が社外取締役を務めている日本郵船株式会社は、自動車等の海上輸送に関するカルテル等の行為について、2014年に公正取引委員会からの排除措置命令等を受け、米国司法省との司法取引に合意しました。また、同様の行為について、2015年に南アフリカ競争委員会と和解し、中国国家発展改革委員会からの決定を受けました。同氏は、これらの命令等を受けるまで違法行為の存在を認識しておりませんでしたが、平素から法令遵守について意見表明を行い、認識後は、国内・海外の独占禁止法の違反行為の根絶および再発防止のため、法令遵守体制の更なる強化に努めております。
5. 各候補者の在任年数は、本総会終結の時における期間となります。
6. 橘・フクシマ・咲江、デイヴィス・スコット、翁百合、増田健一、山本謙三、照井惠光、佐々誠一の各氏が取締役に就任された場合は、当社は各氏との間で、それぞれ会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額であります。また、増永幹夫および戸上賢一の各氏が取締役に就任された場合は、「第２号議案　定款一部変更の件」が承認されること、かつ、同法第427条第１項に規定するとおり、各氏が業務執行取締役等に該当しないことを条件として、同様の契約を締結する予定であります。
7. 本議案が承認された場合、指名、監査および報酬委員会の構成を以下の通りとする予定であります。
   指名委員会：橘・フクシマ・咲江、デイヴィス・スコット、翁百合、照井惠光
   監査委員会：増田健一、山本謙三、佐々誠一、増永幹夫、戸上賢一
   報酬委員会：橘・フクシマ・咲江、デイヴィス・スコット、翁百合、照井惠光

第４号議案　取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役３名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額10,650万円を支給したいと存じます。

以　上

【ご参考】

社外取締役独立性基準

株式会社ブリヂストン（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役(その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1．当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注１）
2．当社の大株主（注２）
3．次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
　（1）当社グループの主要な取引先（注３）
　（2）当社グループの主要な借入先（注４）
　（3）当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5．当社グループから多額（注５）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6．当社グループから多額の寄付を受けている者（注６）
7．社外役員の相互就任関係（注７）となる他の会社の業務執行者
8．近親者（注８）が上記１から７までのいずれか（４項及び５項を除き、重要な者（注９）に限る）に該当する者
9．過去５年間において、上記２から８までのいずれかに該当していた者
10．前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

以　上

注１：現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注２：大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで５％以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
注３：主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の２％を超えるものをいう。なお、当社グループのタイヤ販売先である自動車メーカー並びにタイヤ原材料仕入先である合成ゴムメーカー及びスチールコードメーカーは取引金額にかかわらず主要な取引先とみなす。
注４：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の２％を超える金融機関をいう。
注５：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
（１）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、年間１千万円を超えるときを多額という。
（２）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の２％を超えるときを多額という。ただし、当該２％を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間１千万円を超えるときは多額とみなす。
注６：当社グループから年間１千万円を超える寄付を受けている者をいう。
当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
注７：社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
注８：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。
注９：重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

（注）上記基準は、2016年３月24日（本総会において第２号議案「定款一部変更の件」をご承認頂き指名委員会等設置会社へ移行した後）より適用となります。なお、その前までは同様の基準の内容を定めた社外役員独立性基準を社外取締役及び社外監査役の双方に適用しております。

（ご　案　内）

【インターネット等による議決権行使のご案内】

1.　インターネットによる議決権行使について

ご利用に際しては、次に記載する内容をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

◎ ご利用方法

(1) 当社の指定する下記の議決権行使専用ウェブサイトにアクセスしてください。
〔ウェブサイトアドレス〕http://www.web54.net

(2) 議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力し、画面の案内に従ってご利用ください。

◎ 議決権行使のお取り扱い

(1) インターネットによる議決権行使は、３月23日（水曜日）午後６時まで受け付けいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合、およびインターネットと議決権行使書の両方により重複して議決権を行使された場合については、２ページの「４.その他株主総会に関する事項」（１）に記載している取扱いとさせていただきます。

◎ システムに関する条件

(1) パソコンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使専用ウェブサイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記の三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤルにお問い合わせください。

(2) インターネットをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

◎ パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ

インターネットでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間　９：00～21：00）

◎ 招集通知電子化に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行事務センター 専用ダイヤル
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）
（受付時間　土・日・祝日を除く　９：00～17：00）

2.　議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以　上

（メ　　モ　　欄）

第97回定時株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都千代田区大手町一丁目３番２号
　　経団連会館　２階　国際会議場

交　　通
・ＪＲ　東京駅丸の内北口（徒歩約15分）
・地下鉄　大手町駅　Ｃ２b出口直結
・バス　丸の内シャトルバス　経団連会館・ＪＡ前
　　都バス「東４３」神田橋(徒歩約１分)

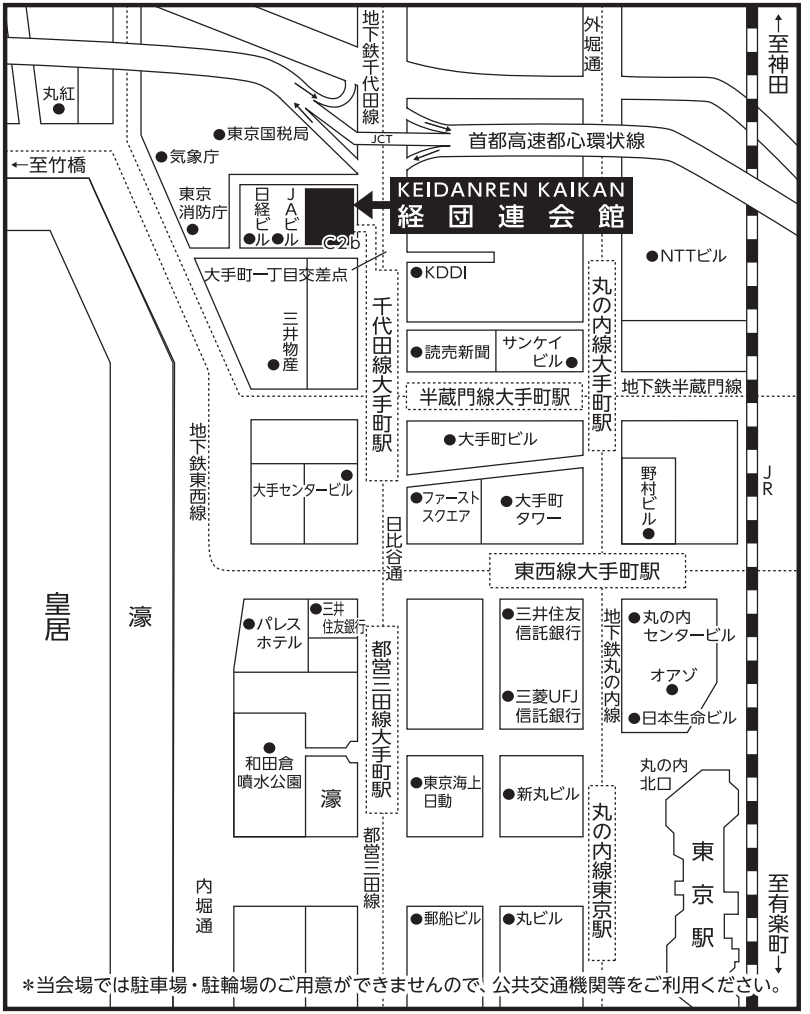

ご来場の株主様へのお土産は、会場及び準備の都合上、今回総会より取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。